

福山市週休2日モデル工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする週休2日モデル工事の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要領において「週休2日」とは、次のいずれかの場合をいう。

- (1) 月単位の週休2日 対象期間内の全ての月毎に現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、4週8休（28分の8の日数をいう。）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所（現場休息）では4週8休に満たない月は、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。
- (2) 通期の週休2日 対象期間内において現場閉所率が4週8休以上の水準の状態をいう。
- 2 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- 3 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- 4 対象期間とは、工事着手日（準備期間（契約上の工事の始期から本体工事又は仮設工事の着手までの期間をいう。）を除く。）から工事の完成日（後片付け期間を除く。）までの期間をいう。ただし、次の期間は対象期間から除くものとする。
 - (1) 年末年始6日間及び夏季休暇3日間
 - (2) 工場製作のみが行われている期間
 - (3) 災害時の緊急対応その他受注者の責めによらず、休工又は現場作業を余儀なくされた期間

(対象工事)

第3条 週休2日モデル工事の対象となる工事は、請負設計金額が500万円以上の工事で、発注者が選定するものとする。

- 2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、入札公告及び特記仕様書又は現場説明書に週休2日モデル工事の対象工事である旨を明記するものとする。

(実施方法)

第4条 発注方式は、受注者希望型（契約締結後において受注者の希望により、週休2日モデル工事を実施する方式をいう。）とする。

- 2 受注者は契約締結後速やかに週休2日モデル工事の実施希望の有無等を記載した確認票（様式1）を建設政策課契約担当に提出するものとする。
- 3 受注者は、週休2日モデル工事を実施する場合は、契約締結後速やかに工事打合せ簿により監督員へ申出を行い、工事着手までに現場閉所（現場休息）計画表兼実績表（様式2）（以下「計画表」という。）を提出するものとする。
- 4 受注者は、天候を理由として現場閉所（現場休息）する場合のほか、次に掲げる場合は、

監督員との協議により工事着手後であっても週休日を変更することができるものとする。

- (1) 品質管理、安全管理等のため作業を継続して行う必要がある場合
- (2) その他工程の都合上やむを得ない場合

5 受注者は、当該工事が週休2日モデル工事である旨を、土木工事及び農林工事にあつては標示板の見えやすい位置に記載して工事現場に設置し、建築工事にあつては施設管理者の承諾を得て仮囲い等により明示しなければならない。この場合において、記載内容は、別記様式に定めるものを基本とするものとする。

6 受注者は、計画表に現場閉所（現場休息）状況を記入し、現場閉所（現場休息）状況が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等をいう。）とともに毎月7日まで及び工事完成後に、工事打合せ簿により監督員に提出し、確認を受けるものとする。

7 週休2日を理由とする工期延長については、認めないものとする。

8 受注者は、週休2日モデル工事を実施できなくなった場合は、速やかにその旨及び理由を打合せ簿により監督員に報告するものとする。

（経費の補正）

第5条 週休2日モデル工事において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を達成した場合は、変更契約において現場閉所（現場休息）の実績に応じた経費の補正を行うものとする。

2 土木工事に係る経費の補正にあつては、次の各号に掲げる現場閉所（現場休息）の実績に応じ、当該各号に定める補正係数、別表に定める市場単価の補正係数及び土木工事標準単価の補正係数を用いるものとする。ただし、港湾工事（港湾土木請負工事積算基準を適用した工事）については、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を月単位で達成した場合に限り、経費の補正を行うものとする。

(1) 月単位の週休2日モデル工事（4週8休以上）

（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）

- | | |
|------------|----------------|
| ア 労務費 | 1.04 |
| イ 機械経費（賃料） | 1.02 |
| ウ 共通仮設費 | 1.03（港湾工事を除く。） |
| エ 共通仮設費 | 1.02（港湾工事に限る。） |
| オ 現場管理費 | 1.05（港湾工事を除く。） |
| カ 現場管理費 | 1.03（港湾工事に限る。） |

(2) 通期の週休2日モデル工事（4週8休以上）

（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）

- | | |
|------------|------|
| ア 労務費 | 1.02 |
| イ 機械経費（賃料） | 1.02 |
| ウ 共通仮設費 | 1.02 |
| エ 現場管理費 | 1.03 |

3 前項第1号ア及び第2号アに規定する労務費に係る補正対象は、公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工及び港湾請負工事積算基準に係る標準賃金（船舶製作工を除く。）とする。

4 建築工事に係る経費については、次の各号に掲げる現場閉所（現場休息）の実績に応じ、当該各号に定める補正係数により、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費相当額とする。）を補

正するものとする。

(1) 月単位の週休2日モデル工事（4週8休以上）
（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上） 1.04

(2) 通期の週休2日モデル工事（4週8休以上）
（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上） 1.02

5 農林工事に係る経費の補正にあつては、次の各号に掲げる現場閉所（現場休息）の実績に応じ、当該各号に定める補正係数、別表に定める市場単価の補正係数及び土木工事標準単価の補正係数を用いるものとする。

(1) 通期の週休2日モデル工事（4週8休以上）
（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）

ア 労務費 1.02

イ 機械経費（賃料） 1.02

ウ 共通仮設費 1.02

エ 現場管理費 1.05

6 前項第1号に規定する労務費に係る補正対象は、公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工及び港湾請負工事積算基準に係る標準賃金（船舶製作工を除く。）とする。

（工事成績評定）

第6条 4週8休以上の現場閉所（現場休息）を達成した場合は、工事成績評定表の「工程管理」及び「創意工夫」において評価するものとする。

2 週休2日を達成できなかった場合であっても、工事成績評定は減点しない。

（提出書類の虚偽）

第7条 計画表その他の提出資料に虚偽の記載等を行った場合は、指名除外措置の対象となる場合がある。

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、2024年（令和6年）4月25日から施行する。

別表

市場単価の補正係数（週休2日モデル工事（港湾工事を除く。））

名称	区分	補正係数	
		通期 4週8休以上	月単位 4週8休以上
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02

市場単価の補正係数（週休2日モデル工事（港湾工事））

名称	補正係数
	月単位 4週8休以上
底面工	1.03
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00
支保工	1.04
足場工	1.02
鉄筋工	1.04
吊鉄筋工	1.04
型枠工	1.03
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.04
止水板工	1.04
上蓋工	1.04
伸縮目地工	1.02
係船柱取付	1.04
防舷材取付	1.04
車止・縁金物取付	1.04
係船柱撤去	1.04
防舷材撤去	1.04
車止撤去	1.04
電気防食取付	1.04
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.04
防砂目地板取付工（水中施工）	1.03
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.03
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.03
ペトロラタム被覆	1.04
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.04
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.04
かき落とし工	1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
汚濁防止枠設置・撤去	1.02
灯浮標設置・撤去	1.03
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.04
異形ブロック製作型枠工	1.04
異形ブロック製作コンクリート打設工	1.04
異形ブロック製作給熱養生	1.03

土木工事標準単価の補正係数（週休2日モデル工事）

名称	区分	補正係数	
		通期 4週8休以上	月単位 4週8休以上
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ハンコキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03

① 土木工事及び農林工事

ご協力をお願いします	
週休2日モデル工事	
〇〇〇〇〇を なおしています	
〇〇年〇〇月まで	
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇	
〇〇〇〇工事	
発注者	福山市 〇〇〇〇課 電話 000-000-0000
施工者	〇〇〇〇建設株式会社 電話 000-000-0000

② 建築工事

週休2日 モデル工事

(A3サイズ以上)

③ 共通

週休2日モデル工事
この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。
発注者：福山市〇〇〇〇〇〇課
受注者：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(A3サイズ以上)

掲示内容

土木工事・農林工事等については①及び③、建築工事については②及び③を基本とする。